

浜田市黒川町地内発生殺人事件情報提供者に対する謝礼金に関する規約

浜田市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（平成 19 年浜田市条例第 8 号）が平成 19 年 3 月に制定され、「だれもが安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現」を目指し、市を挙げて取り組んでいるところであるが、平成 16 年に浜田市黒川町地内で発生した殺人事件が未解決であり、長年にわたり市民の不安要因となっている。

そこで、浜田市建設業・火薬類取扱者防犯協力会は、事件の風化防止と潜在する情報の呼び起こしをするため、次により同事件に関する情報提供者に対して謝礼金を支払うことを定めるものとする。

（目的）

第 1 条 この規約は、浜田警察署管内において平成 16 年 2 月 5 日に発生した浜田市黒川町 岡村登喜子さん（当時 77 歳）被害の殺人事件に関する情報提供者に対して、被疑者の検挙又は事件解決等（以下「事件解決等」とする。）への寄与の度合いに応じて謝礼金を支払うことを目的とする。

（謝礼金支払者）

第 2 条 謝礼金の支払者は、浜田市建設業・火薬類取扱者防犯協力会とする。

（謝礼金の限度及び支払対象者の決定方法）

第 3 条 謝礼金の限度額及び支払対象者の決定方法は、次のとおりとする。

- (1) 謝礼金の額は、100 万円を限度とし、事件解決等への寄与の度合いに応じて金額を決定する。
- (2) 謝礼金支払の対象が複数人である場合は、謝礼限度額の範囲内において、事件解決等への寄与の度合いに応じ分割して支払う。
- (3) 前 2 号の事件解決等への寄与の度合いは、浜田警察署長に意見を求め、前条の支払者が認定する。

（規約の公開）

第4条 本規約の内容は、その目的を達するため、一般に公開するものとする。

(支払の対象者)

第5条 謝礼金支払の対象者は、事件解決等への手懸かりとなる情報を警察に提供し事件解決等に寄与した者のうち、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 匿名であるなどのため個人の特特定ができない者
- (2) 警察職員
- (3) 被疑者本人、共犯者又は情報を入手する過程において犯罪行為その他の公共安全と秩序を害する行為を行ったと認められる者
- (4) その他謝礼金の支払を受けることが社会通念上適当でないと思められる者

(秘密の保持)

第6条 情報提供を行った者に関する秘密は、厳守しなければならない。

(実施期間)

第7条 令和2年12月1日から令和3年11月30日までの1年間とする。ただし、特に必要があると認める場合には、期間を短縮することができるとともに、本規約の有効期間が満了するまでに、事件解決に至らないときは、有効期間が満了する日から1年間この規約は更新され、その後も同様とする。

(その他)

第8条 本規約に定めていない細部事項については、謝礼金支払者と浜田警察署長が協議した上、定めるものとする。

令和2年11月18日

浜田市建設業・火薬類取扱者防犯協力会